

高知県学校生活協同組合組合員証利用規約

第1条(目的)

この規約は、高知県学校生活協同組合(以下「当組合」という)が発行する組合員証の取り扱いについて定めます。

第2条(組合員証の発行)

- 1 組合員には、当組合が発行する組合員証を貸与する。高知大丸利用を希望する組合員については、高知大丸利用機能のついた組合員証を貸与する。
- 2 高知大丸利用機能のついた組合員証の有効期間は5年を限度とする。

第3条(組合員証の所有権と占有移転の禁止)

- 1 組合員証の利用は、組合員証に氏名が印字された組合員に限り利用でき、その他の者に利用させることはできない。
- 2 組合員証の所有権は当組合にあり、組合員証を他人に譲渡、貸与または、質入れ、その他、担保に提供するなど組合員証の占有を第3者に移転することは一切できない。
- 3 前各項のいずれかに違反して組合員証が利用された場合、その組合員証の利用代金についてはすべて組合員がその支払いの責を負うものとする。

第4条(組合員証の利用方法)

- 1 組合員は、当組合の指定店に組合員証を提示し、所定の供給伝票、売上票などに本人の署名を行なうことによって物品の購入ならびにサービスの提供をうけることができる。
- 2 指定店における物品の購入ならびにうけたサービスに関する紛議は、組合員と指定店とにおいて解決するものとし、当組合は一切その責を負わない。

第5条(代金決済の方法)

組合員が当組合に支払うべき債務は、当組合の支払い基準に基づき、当組合の代金回収システムにより支払うこととする。

第6条(組合員証の利用、貸与の停止、法定措置など)

- 1 組合員が支払いを怠るなど本規約に違反した場合、当組合は次の措置をとることができる。
 - (1) 組合員証の利用の停止
 - (2) 組合員証の返却
 - (3) 当組合指定店などに対する当該組合員証の無効通知
 - (4) 当組合が必要と認めた法的措置
- 2 前項各号の措置は、当組合指定店などを通じて行なわれるほか当組合所定の方法によって行うものとする。
- 3 当組合が取り立てに要した費用並びに、法的措置に要した費用は脱退後といえども組合員の負担とする。

第7条(組合員証の紛失、盗難事故の責任と免責)

- 1 組合員は組合員証を紛失し、または盗難にあった場合、すみやかに次の手続きをとらなければならない。尚、当組合への連絡、諸手続きを放置し、他人の不正使用が発生した場合、その代金などのお支払いは組合員の責任となることとする。
 - (1) 当組合への届出
 - (2) 最寄りの警察署への届出
- 2 第1項の諸手続きを取った組合員が被る損害は、次に掲げる場合を除き、当組合の填補額については都度協議のうえ決定することとする。
 - (1) 組合員、組合員の家族、同居人の故意または重大な過失に起因する場合。
 - (2) 本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合。
- 3 組合員証は、当組合が認める場合に限り再発行できることとし、再発行の手数料は当組合が負担する。

第8条(学校生協からの脱退)

組合員は当組合から脱退するときは、所定の届出書に組合員証を添付して当組合宛に提出するものとする。

第9条(規約の改廃及び追加)

本規約の改廃及び追加は理事会で行なうものとする。改廃及び追加の告知は当組合のホームページ・機関紙などで行なうこととし、告知後に組合員証を利用した場合は、改廃・追加事項を含む新利用規約を承認したものとみなす。

附則

この規約は2012年12月1日より実施する。